

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

原子力発電所で実施される業務に係る適正な労働者派遣
及び請負の実施に関する要請書について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、原子力発電所の改修工事に際して、請負事業と偽装しながら、作業員を送り込んで注文主の指揮命令の下で労働に従事させ、職業安定法第 44 条（労働者供給事業の禁止）に違反した疑いで、請負業者の役員等が逮捕され、略式起訴されるという事案が発生しました。

これを受け、厚生労働省職業安定局長より、原子力発電所で実施される業務に係る適正な労働者派遣及び請負の実施に関する要請書が、別添のとおり全国建設業協会へ発せられました。

つきましては、原子力発電所での業務実施にあたっては、労働者派遣法や職業安定法の規定に基づき、労働者派遣や請負を適切に実施されるようお願い申し上げます。